

コトヲ得

第二十條 労働組合ハ左ノ事由ニ因リ解散ス

- (一)規約ニ定メタル事由ノ發生
- (二)總會ノ決議
- (三)組合員ノ死亡
- (四)組合解散ノ命令
- (五)法人タル労働組合ノ合併又ハ分割
- (六)法人タル労働組合ノ破産

第二十一條 法人タル労働組合合併又ハ分割ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ債權者ニ對シ異議アラバ二月ヲ下ラザル一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ、且知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スベシ債權者前項ノ期間内ニ異議ヲ述べタルトキハ組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非ザレバ合併又ハ分割ヲ爲スコトヲ得ズ

前二項ノ規定ニ違反シテ合併又ハ分割ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ合併又ハ分割ハ之ヲ以ツテ當該債權者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十二條 法人タル労働組合合併シタル時ハ合併後存続スル組合又ハ合併ニ依リ設立シタル組合ハ合併ニ依リ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

法人タル労働組合分割シタル時ハ其ノ定ムル所ニ從ヒ分割ニ因リ設立シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十三條 法人タル労働組合合併又ハ分割ヲナシタル時ハ二週間以内ニ合併又ハ分割後存続スル組合ニツイテハ變更ノ登記ヲナシ合併又ハ分割ニヨリ消滅シタル組合ニツイテハ解散ノ登記ヲナシ合併又ハ分割ニヨリ消滅シタル組合ニ

(三)第十二條ノ規定ニ違反シテ費用ヲ支出シ又ハ金錢ヲ徵收シタル時

第二十九條 法人タル労働組合ノ理事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五十四以下ノ過料ニ處ス

- (一)第五條第二十三條及ビ民法第七十七條ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
- (二)第二十條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シテ合併又ハ分割ヲ爲シタル時
- (三)民法第八十二條ノ場合ニ於テ裁判所ノ検査ヲ妨ゲタル時
- (四)民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタル時
- (五)民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲナスコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタル時

第三十條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法ハ昭和六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス、第一條ニ掲グル事項ヲ目的トスル労働者ノ團體又ハソノ聯合團體ニシテ本法施行ノ際現存スルモノハ之ヲ本法ノ労働組合ト看做ス、本法施行ノ際現存スル労働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一月以内ニ第二條ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ

付テハ解散ノ登記ヲナシ合併又ハ分割ニヨリ設立シタル組合ニ付テハ第五條ノ登記ヲナスベシ

第二十四條 労働組合解散シタル時ハ一週間以内ニツノ事由及ビ年月日ヲ行政官廳ニ届出ツベシ但シ第二十二條第四號ノ場合ハ此ノ限ニアラズ

第二十五條 法人タル労働組合解散シタル時ハ合併、分割又ハ破産ノ場合ヲ除ク外清算ヲスベシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ財産ノ處分ハ規約又ハ總會ノ決議ニ依ル民法第七十二號第三項及ビ第七十三條乃至第八十三條ノ規定ハ法人タル労働組合ノ清算ニ關シ之ヲ準用ス

第二十六條 非訟事件手續法第二十五條第三十六條及ビ第二百三十六條乃至第二百八十八條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 陸海軍軍人軍屬ニツイテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働組合ノ組合員トナルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第二十八條 労働組合ノ代表者ハ左ノ場合ニ於テハ五十四以下ノ過料ニ處ス

- (一)第二條第二十四條若クハ附則第三項ノ届出又ハ第十五條ノ報告ニ付之ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出若クハ報告ヲ爲シタル時
- (二)第四條第三項ノ規定ニ違反シタル時